

財務省告示第百六十三号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十七年三月十六日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十七年四月十一日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	国債の名												記 号	総額 額面金額の	額面金額の 買入円 当り金額 の買入円 格
	利付国債 （十年債）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃			
五百二億円	第二十五回	第二十五回	第二十五回	第二十五回	第二十八回	第二十六回	第二十六回	第二十六回	第二十六回	第二十六回	第二十六回	第二十五回	四十一億円	百三十四円六十四銭	
	八十六億円	四十億円	三十億円	二十億円	十二億円	三億円	百五十億円	二十億円	十億円	四十億円	五十億円				
	百七十五円七十二銭	百三十五円七十二銭	百六十五円七十銭	百二十五円七十銭	百二十九円五十四銭	百一十三円九十四銭	百七十三円九十三銭	百四十三円九十三銭	百三十三円九十三銭	百七十三円九十二銭	百三十三円九十二銭				